（電気通信事業者に対する協議の求め）

第十三条　内閣総理大臣は、当事者協定（第十一条第一項又は前条第一項の協定をいう。以下同じ。）に基づき通信情報の提供を受ける方法として、協定当事者（第十一条第一項の協定を締結する特別社会基盤事業者又は前条第一項の協定を締結する利用者をいう。以下同じ。）に係る当事者管理通信情報を複製したものの提供を受ける方法をとることが困難な場合であって、当該協定当事者が第十一条第三項（前条第二項において準用する場合を含む。）に規定する方法をとることについて同意したときは、当該協定当事者に事業電気通信役務を提供する電気通信事業者に対して、当事者協定を締結することについて協議を求めることができる。この場合において、当該求めを受けた電気通信事業者は、正当な理由がない限り、当該求めに係る協議に応じなければならない。

（当事者協定を締結したときのサイバー通信情報監理委員会への通知）

第十四条　内閣総理大臣は、当事者協定を締結し、変更し、又は廃止したときは、遅滞なく、当該当事者協定又は変更の内容（当事者協定を廃止した場合にあっては、その旨）をサイバー通信情報監理委員会に通知しなければならない。

（通信情報の取得）

第十五条　内閣総理大臣は、その締結した当事者協定の定めるところに従い、当該当事者協定の当事者を通信の当事者とする通信情報の提供を受けることができる。

（通信情報の提供を受けた内閣総理大臣の措置）

第十六条　前条の規定により通信情報の提供を受けた内閣総理大臣は、当該取得通信情報に係る第二十三条第四項第一号に規定する選別後当事者通信情報を用いて、当該当事者協定の協定当事者が使用する電子計算機のサイバーセキュリティの確保に資する情報を得るための分析を行った上で、当該協定当事者に係る個別分析情報又は利用者個別分析情報を当該協定当事者に提供するものとする。

2　内閣総理大臣は、前項の分析においては、当該個別分析情報又は利用者個別分析情報の提供に必要な範囲内において、当該協定当事者が使用する電子計算機に対する特定不正行為に関する分析を行うものとする。

第四章　外外通信目的送信措置

（外外通信目的送信措置）

第十七条　内閣総理大臣は、外外通信（当該通信に係るアイ・ピー・アドレス等から判断して国外設備を送信元及び送信先とする電気通信に該当すると認められる電気通信であって、国内設備を用いて媒介されるものをいう。第二十二条第一項第二号において同じ。）であって、重要電子計算機に対する国外通信特定不正行為のうちその実行のために用いられる電子計算機、当該電子計算機に動作をさせるために用いられる指令情報その他の当該国外通信特定不正行為に関する実態が明らかでないために当該国外通信特定不正行為による重要電子計算機の被害を防止することが著しく困難であり、かつ、この項の規定による措置以外の方法によっては当該実態の把握が著しく困難であるものに関係するものが、特定の国外関係電気通信設備（電気通信事業者の電気通信事業の用に供する電気通信設備であって、他の電気通信設備との接続の状況その他の事項により、当該電気通信設備を用いて提供される事業電気通信役務が国外関係通信（当該通信に係るアイ・ピー・アドレス等から判断して国外設備を送信元又は送信先とする電気通信に該当すると認められる電気通信をいう。以下この項、第三十二条第一項及び第三十三条第一項において同じ。）を媒介していると認められるものをいう。以下同じ。）を用いて提供される事業電気通信役務が媒介する国外関係通信に含まれると疑うに足りる場合において、必要と認めるときは、当該国外通信特定不正行為に関する第二十二条第二項に規定する選別の条件を定めるための基準（同項において「外外通信選別条件設定基準」という。）を定め、サイバー通信情報監理委員会の承認を受けて、当該国外関係通信により送受信が行われる媒介中通信情報（第三十二条第一項及び第三十三条第一項において「国外関係通信媒介中通信情報」という。）の一部（当該国外関係電気通信設備の伝送容量の百分の三十を上限とする。）が複製され、内閣総理大臣の設置する設備（第三十二条第一項及び第三十三条第一項において「受信用設備」という。）に送信されるようにするための措置（以下「外外通信目的送信措置」という。）を講ずることができる。

2　二以上の国外通信特定不正行為が次に掲げる場合に該当する場合における前項の規定の適用については、これらを一の国外通信特定不正行為とみなす。

一　その実行のために用いられる電子計算機（電気通信回線に接続されているものに限る。次号において同じ。）の全部又は一部が共通すると疑うに足りる状況がある場合

二　前号に掲げる場合のほか、電子計算機の動作をさせるために用いられる指令情報その他の国外通信特定不正行為の特徴が共通すると疑うに足りる状況がある場合

3　外外通信目的送信措置を講ずることができる期間（第十九条第一項において「措置期間」という。）は、六月とする。ただし、次条の規定による条件としてサイバー通信情報監理委員会が六月未満の期間を定めたときは、当該期間とする。

（サイバー通信情報監理委員会の承認）

第十八条　サイバー通信情報監理委員会は、前条第一項の承認の求めがあった場合において、当該求めに理由があると認めるときは、遅滞なく、当該承認をするものとする。この場合において、サイバー通信情報監理委員会は、当該求めに係る外外通信目的送信措置の実施又は当該外外通信目的送信措置により内閣総理大臣が取得する取得通信情報の取扱いに関し、適当と認める条件を付することができる。

（措置期間の延長）

第十九条　内閣総理大臣は、措置期間が経過した後において更に当該外外通信目的送信措置を継続する必要があると認めるとき（引き続き第十七条第一項に規定する場合に該当する場合に限る。）は、あらかじめサイバー通信情報監理委員会の承認を受けて、その措置期間を延長することができる。当該延長に係る措置期間が経過した後において、これを更に延長しようとするときも、同様とする。

2　前条の規定は、前項の承認の求めについて準用する。

3　第一項の延長の期間は、六月とする。ただし、前項において準用する前条の規定による条件としてサイバー通信情報監理委員会が六月未満の期間を定めたときは、当該期間とする。

（電気通信事業者に対する協力の求め）

第二十条　内閣総理大臣は、外外通信目的送信措置の実施に関し、国外関係電気通信設備を設置する電気通信事業者（以下この条、第三十二条第一項及び第三十三条第一項において「国外関係電気通信事業者」という。）に対し、当該国外関係電気通信設備に関する情報の提供、当該実施のための機器の接続その他の必要な協力を求めることができる。この場合において、当該国外関係電気通信事業者は、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。

第五章　当事者協定又は外外通信目的送信措置により取得した取得通信情報の取扱い

（定義）

第二十一条　この章において取得通信情報に係る「対象不正行為」とは、第十五条の規定により取得した取得通信情報である場合にあっては重要電子計算機に対する国外通信特定不正行為又は協定当事者が使用する電子計算機に対する特定不正行為をいい、外外通信目的送信措置により取得した取得通信情報である場合にあっては当該外外通信目的送信措置に係る第十八条の規定による承認に係る国外通信特定不正行為をいう。

（自動選別の実施）

第二十二条　内閣総理大臣は、第十五条の規定又は外外通信目的送信措置により取得通信情報を取得したときは、当該取得通信情報の中から次に掲げる要件を満たす機械的情報であるもののみを選別して記録する措置であって、その選別が完了する前に当該取得通信情報が何人にも閲覧その他の知得をされない自動的な方法（第三十五条第一項において「自動的方法」という。）で行われるもの（以下「自動選別」という。）を講じなければならない。

一　第十五条の規定により取得した取得通信情報については、外内通信により送受信が行われたものであること。